

2023 年 ベルリン農業大臣会合 コミュニケ（仮訳）

食料システムの変革：複層的な危機に対する世界的な対応

1. 我々64か国の農業大臣は、2023年1月21日、食料・農業グローバルフォーラム（GFFA）の機会に、第15回ベルリン農業大臣会合として参集し、現在の危機に対する世界的な対応に関して集中的かつ生産的な議論を行った。

2. 我々は、世界における紛争が増加し、かつ進行中であり、食料安全保障及び栄養に深刻な結果をもたらしていることを深く懸念する。我々は、ウクライナにおける戦争が、世界経済に更なる悪影響を及ぼすのを目の当たりにした。我々はこの問題に関して議論した。我々は、国連安全保障理事会及び国連総会を含む、他のフォーラムで表明したように、我々の国家的立場を改めて表明した。国連総会では、2022年3月2日付け決議ES-11/1が多数決（賛成141、反対5、棄権35、欠席12）で採択され、ロシア連邦によるウクライナへの侵略を最も強い言葉で非難するとともに、ウクライナ領地からの完全かつ無条件での撤退を要求している。大多数のメンバー国は、ウクライナにおける戦争を強く非難し、それが甚大な人的被害をもたらし、世界経済の既存の脆弱性を悪化させている一成長の制約、インフレの増大、サプライチェーンの混乱、エネルギーおよび食料不安の増大、金融安定リスクの上昇—ことを強調した。

3. 我々は、近年の世界の食料安全保障及び栄養の低下を憂慮する。状況は既にCOVID-19のパンデミックによって悪化していたが、今やサプライチェーンの更なる混乱をもたらしている。このことは、食料、商品、肥料やその他農業投入財の価格及び価格変動を増大させる要因となっており、また不平等を深化させている。

4. こうした衝撃の影響は、気候変動や生態多様性の損失といった危機が進行している中で発生しており、このことは世界の食料安全保障と持続可能な開発への更なる脅威となっている。持続可能でない農業及び食料システムそれ自体がこのような危機の要因である一方で、我々は、気候変動や生物多様性の損失から来る影響に対して、すべての食料システムが著しく脆弱であることを認識している。同時に、持続可能な農業及び食料システムは、気候変動を緩和し生物多様性を保全するための画期的な解決策を提供し得る。また、砂漠化、塩水遡上、干ばつ、洪水、森林減少、水不足及び大気、土壌、水質汚染によるものを含む、土地や水質、生態系の劣化、及び増加する越境性の動植物病虫害や疾病の脅威等、様々な相互に関連した要因が、食料システムに更なる重圧を加えている。これらの複層的な危機の多くは、後発開発途上国、小島嶼

開発途上国、難民を受け入れている脆弱な国々や、女性、若者及び脆弱で疎外されたグループに対し最も強く影響を与えている。更に、飢餓及び栄養失調は、気候危機によって深刻な影響を受けている地域においてすでに最も顕著になっており、その結果、紛争や強制移住のみならず、ジェンダー不平等を含むあらゆる形態の不平等を悪化させる可能性がある。

5. 我々は、持続可能な食料システムを通じて SDG 2 を実現するため、現在の食料危機に対処すべく行動を起こす重要性を強調する。また、我々はすべての危機に対して同じ強度で対処することが極めて重要であることを強調する。国連食料システムサミットで議論されたように、このことは全体的かつ統合された方法で行われる必要がある。これらの複層的な危機に対して、我々の食料システムを、より強じんな持続可能なものへ緊急に変革すべく、我々が共同で全力を尽くすことが求められている。2030 アジェンダの実施まで7年しか残されていない今、我々は共同の取組を加速させ、強化する。我々は、持続可能な開発目標（SDGs）を漸進的に実現させるために、以下の行動にコミットする。

求める行動

持続可能で強じんな食料システムの創設

6. 我々は、農業及び食料セクターが持続的な生産を行い、新たな状況へ適応し、リスクに対処する能力を高め、不平等を縮小し、危機から迅速かつより良く回復することを可能にすることによって、持続可能で包摂的、効率的かつ強じんな食料システムを振興することにコミットする。これには、農業が経済的・社会的に成り立ち、農業者、牧畜業者、労働者、農村コミュニティに適正な収入や人間らしい労働条件を確保することを含むと我々は認識する。小規模農業者、女性、若者、先住民や難民を含む脆弱で疎外されたグループに属する人々に対して、特別な注意を払う必要がある。我々は、十分な食料に対する権利の実現のために、食料がすべての人々にとって利用可能、アクセス可能で手ごろ、安全で栄養があることを確保するために、各国大臣と協働していく。

7. 我々は、危機管理政策を策定・実施し、食料サプライチェーンにおける強じん性をより一層促進し、すべての利害関係者がより頻繁に起こる予測不可能な事象に対応できるようにする。我々は、食料及び投入財の生産、消費パターン、及び貿易の多様化を促進することの重要性を強調する。これにより、我々は、異常気象現象等の外的ショックに対して農業分野をより強じんにし、同時に、リスク計画、管理ツールやシステムを促進することで、環境への悪影響を最小限に抑えたい。我々は、現在の世界

的な肥料市場の混乱及び変動を懸念しており、貿易歪曲的ではない方法で肥料の生産、利用可能性及びアクセス可能性を向上させるとともに、持続可能で効率的な使用を促すよう努力する。我々は、WTO と FAO による肥料共同マッピングを含む、肥料に関する様々な進行中のイニシアチブを歓迎する。

8. 我々は、国際的な食料市場における変動を軽減し、商品価格の不確実性に対処する必要性を強調する。この観点から、我々は、食料及び投入財市場における透明性の向上と、食料安全保障及び栄養に関する政策対応の形成のためのツールとして、G20 農業市場情報システム（AMIS）が極めて重要であることを特に強調する。我々は、既存の基本的食料品目の監視、報告及びデータ共有を改善し、国際肥料市場などの関連分野にも対象を拡充するために、AMIS を強化し、十分な資金を調達する必要性を強調する。

9. 我々は、食料安全保障及び栄養のために、貿易と十分に機能する市場が極めて重要な役割を有することを強調する。我々は、世界貿易機関（WTO）の第12回閣僚会合において、農業、食料及び漁業にとって多国間貿易システムが重要であることが確認されたことを歓迎する。我々は、ルールに基づき、開かれ、公正で、予測可能、透明で、非差別的、包摂的、衡平で持続可能な多国間の貿易システムが世界の食料安全保障にとって重要であることを強調する。我々は、建設的に協働することを継続し、食料供給を確保すべく国際市場の円滑な機能を促進・安定させるために、WTO 貿易ルールに沿って効果的かつ歪曲的でない措置をとることにコミットする。我々は、特に、食料純輸入途上国や後発開発途上国が最も被害を受ける食料危機の影響を軽減するために、関連する WTO 規定に整合しない形での、食料及び肥料の価格変動につながるあらゆる不当な貿易規制措置を引き続き回避する。我々はまた、脆弱な国々、人々の食料安全保障や栄養価の高い食料へのアクセスを危険にさらす投機的な行動に対抗する。

10. 我々は、国連のビジネスと人権に関する指導原則に沿って、地方、地域及び世界的なレベルで食料サプライチェーンを持続可能で、安全、包摂的かつ強じんなものにするべく取り組むことにコミットする。フードチェーンにおける民間セクターの役割は最も重要である。食料サプライチェーン全体における持続可能な慣行の実施に関しては、CFS の「食料システムに関する任意ガイドライン」及び OECD と FAO の「責任ある農業サプライチェーンに向けたガイダンス」が、企業が持続可能性の成果を向上させる上で役立ち得る。我々は、SDG12.3. に従い、食料の損失・廃棄の削減に取り組む。

1 1. 我々は、とりわけ食料不安、気候危機、生物多様性の損失、世界人口の増加及び都市化の進行に鑑み、食料システムの強じん性を確保するためには持続可能な生産システム及び持続可能な農業生産性の向上が重要であることを強調する。我々は、貿易の果たす重要な役割を認識し、地場の生産や環境条件を考慮しつつも、食料安全保障及び栄養を向上させるためには、地場で持続的に生産される食料を多様化させる重要性を強調する。

1 2. 我々は、健康的で価格が手頃な食事を促進し、SDGs で想定されているように、責任ある食料生産・消費を考慮することにコミットする。

1 3. 我々は、農業生産性を持続的に向上させ、持続可能で強じんな食料システムの確立を支援するため、農業者同士の交流を含む、研究、イノベーション、農業のデジタル化、職業訓練、及び助言を促進、向上することにコミットする。我々は、伝統的な土着の知識という形を含む、多くの持続可能な解決策が既に策定され、成功裡に実施されていることを認識する。我々は、これらのアプローチの更なる普及促進にコミットする。我々は、食料システムの持続可能性を評価するに当たり、定期的なデータと証拠の重要性を強調する。

1 4. 我々は、持続可能な農業開発における責任ある投資の拡大の重要性を強調し、世界食料安全保障委員会によって作成された「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則（CFS-RAI）」をハイライトする。我々は、それぞれの責任ある投資にとって好ましい条件を整備することにコミットする。

気候に優しい食料システムの促進

1 5. 我々は、農業及び食料システムにおける気候変動への適応、適応のコベネフィット、及び緩和が根本的に重要であることを強調する。我々は、1.5℃目標を実現可能なものとするために、引き続き農業及び土地利用セクターにおける取組を拡大・支持することにコミットする。我々は、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）、パリ協定、及び国連気候変動枠組条約（UNFCCC）締約国会議（COP）、とりわけ COP27 の結論及び関連する成果を想起する。我々は、「農業に関するコロンビア共同作業」の成果の実施や、農業に関連する課題に取り組むこれまでの活動を含む、農業と食料安全保障に関する気候変動対策の実施に関する新たな「シャルムエルシェイク共同作業」の創設が COP27 で決定されたことを歓迎する。我々は、農業に関する包摂的な議論の継続を期待している。我々はまた、成果を実施するためには、公的及び民間からの資金、能力開発、

技術開発・移転などの国際的な資源へのアクセスを増やすことが重要であると認識する。我々は、農業分野における温室効果ガス排出の削減を目指し、持続可能な農業、とりわけ低炭素農業の慣行、持続可能な土壌、栄養、家畜管理の慣行を促進し、長期的な気候目標の達成に貢献する。

16. 気候危機に対する解決策として、我々は、牧草地を含む農業における炭素隔離の強化に向けた取組を強調する。適切な環境下及び適切な政策手段により、これらの取組は気候管理及び生物多様性の保全を改善することができ、農業者にとって多くの点で有益となりうる。我々は、生産の強じん性と持続可能な増大のためには土壌の健全性が重要であることを認識し、土壌有機物を増加させる技術を特定し、その採用の促進にコミットする。

17. 我々は、エネルギー効率の良い農業及び食料システムを促進する。食料安全保障及び開発のためには、信頼のできるエネルギー供給が不可欠である。

生物多様性の保全及び持続可能な利用の促進

18. 我々は、2030年までに生物多様性の損失及び環境劣化を食い止め、反転させることの緊急の必要性を強調する。したがって、我々の中で生物多様性条約の締結国は、本条約の下で我々が行ったコミットメントと「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を再確認する。我々は、これらのコミットメントを達成するための官民による解決策を支持し、「国連生態系回復の10年(2021-2031)」の下で行動を加速させる。我々は、生物多様性の保全及び持続可能な利用が、長期的な食料安全保障及び栄養の確保にとって非常に重要であり、排出の削減と気候変動に対する適応及び強じん性に貢献し得ることを強調する。

19. 我々は、種、地域的・伝統的品種、作物の野生近縁種、動物及び受粉媒介者を含む農業生物多様性の保全と持続可能な利用、及び土壌の健全性向上にコミットする。我々は、強じん性の向上及び生物多様性の保全に向け、農業者及び牧畜業者に対し、地域に適応した、気候変動に強じんな種苗や動物品種、持続的に管理された景観を提供するよう努める。

20. 食料及び農業のための遺伝資源の保全は、生物多様性の保全の根本的な柱であり、作物や動物の適応能力を確保するために非常に重要である。我々は、これらの資源の保全及び持続可能な利用、及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。この観点から、我々は「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際

条約（ITPGR）」、FAO の「食料及び農業のための遺伝資源に関する委員会」、「グローバル生物多様性トラスト」及び国際農業研究協議グループ（CGIAR）センターによって実施されている取組の重要性を強調する。

2 1．我々は、持続可能な集約化、アグロエコロジカルとその他の革新的なアプローチ等の生物多様性に優しい慣行が、世界の生物多様性に果たす特別な役割を強調する。この観点から我々は、FAO の「食料及び農業のための生物多様性に関する行動枠組」を支持し、CFS の「アグロエコロジカルとその他の革新的なアプローチに関する政策提言」を認識する。我々はまた、世界の生物多様性の保全に向けた世界的な取組をより良く調整・監視するための、FAO や OECD 等国際機関の作業を支持する。

2 2．我々は、農業者に効果的な生産方法を提供しながら、農薬の責任ある使用の推進や、物理的・生物的防除等の代替手段の促進によって、総合防除を推進し、農薬によるリスクを低減することにコミットする。

2 3．我々は、農業者の知識を増加させるとともに、責任を持って栄養素の利用効率を最適化し、栄養サイクルを完成させ、土壌の健全性を高めることを促進する統合的な土壌肥沃度管理の採用を向上させる。これは、無機・有機肥料の効果的かつ持続可能な使用や、間作等の作付慣行によって、投入財コストを削減することができる。我々は、すべての肥料の使用に当たり、過剰使用の削減、使用効率の向上及び環境フットプリントの改善にコミットする。

2 4．我々は、農業用プラスチック並びに肥料及び農薬の不適切な使用に由来する土壌及び水域の汚染を阻止・低減するための対策を講じ、この点に関する利用者、指導者及び流通業者の専門知識を向上させる。我々は、世界最大の水利用者として、また農業の水使用可能性が減少していることに鑑み、農業が持続可能な統合的水管理、水質及び利用可能性への貢献に大きな潜在能力を有しており、また貢献が必要であることを強調する。同時に我々は、食料安全保障に貢献するために、農業は清潔で十分な水に大きく依存していることを認識する。我々は、水質と生物多様性を改善するために、川岸の保護の重要性を強調する。

2 5．我々は、とりわけ森林減少、砂漠化、及び土壌・土地被覆を含む土地劣化等、環境に有害な土地利用変化の進行中の世界的な傾向を反転させるよう努める。我々は、SDG15 に沿い、2030 年までに土地劣化のない世界を達成するという我々の目標を想起し、努力を拡大する。我々は、パリ協定第 5 条の文脈に沿い、持続可能な森林経営、及びすべての陸域生態系の保護、回復、保全及び持続可能な利用の促進にコミットす

る。我々は、農産品の持続可能なサプライチェーンは、農業生産と消費パターンを森林減少や森林劣化から切り離すことにより、森林の損失及び劣化を食い止め、反転させるという我々の目標達成の助けとなることを強調する。

持続可能な世界の食料システムに向けた連携の強化

26. 我々は、国連食料システムサミットにおいて開始された進行中のプロセス、及び「国連食料システム調整ハブ」の設立を評価し、留意する。我々は、「行動コアリション」を含む国連システム及びエコシステムサポートに対して、ハブと連携しつつ、「国毎の道筋 (National Pathway)」又は他の変革プロセスの実施や「国内対話 (National Dialogue)」の継続のための各国に対する具体的支援を優先させるよう促す。これにより 2023 年のストックテーキングに向けたサミットのフォローアッププロセスを強化すべきである。

27. 我々は、国連事務総長が主導する「食料・エネルギー・金融に関するグローバル危機対応グループ (UNGCRG)」やトルコ及び国連の仲介による黒海穀物イニシアチブ等、緊張を緩和し、世界的な食料不安や途上国の飢餓を防ぐために、農業・食料の投入財や製品の流通を確保するすべての取組やイニシアチブを高く評価する。我々は、「食料安全保障のためのグローバル・アライアンス (GAFS)」が、各参加者のために、UNGCRG と密接に連携し、食料・農業強靱化ミッション (FARM) 等他の国際イニシアチブと協働しているメカニズム及び調整フォーラムであることを認識する。我々は、重要な共同データツールとして、そのすべてのパートナーと協力し、GAFS の食料及び栄養安全保障ダッシュボードの活用及び継続的な強化を可能な限り促進する。同データツールは、すべてのステークホルダーにとって利用可能であり、世界の食料及び栄養安全保障の状況に関する適時かつ詳細な情報を提供するものである。

28. 食料システムの変革には、地域の利害関係者に明白な役割が与えられた、強力かつ包摂的なマルチステークホルダー・アプローチが非常に重要である。我々は、すべての人々が容易に利用可能、アクセス可能かつ手頃な解決策をあみ出していくためには、政策策定に当たり利害関係者のグループを巻き込むメカニズムを設置・強化することが必要なことを強調する。これはとりわけ、家族農業や小規模農家、女性、若者、及び先住民や難民を含む脆弱で疎外されたグループの人々に当てはまる。この観点から、我々は、世界食料安全保障委員会 (CFS) における包摂的な取組と、その多様な任意のガイドライン、政策提言及び原則を歓迎する。我々はすべての CFS 加盟国及び利害関係者と連携しながら、CFS の成果物の取込み及び実施の継続的な促進を奨励する。我々は、デジタルの手段を含め、利害関係者の参加向上のための CFS の取組を歓迎する。

29. 我々は、食料システムと栄養の関連性について、政府やその他のステークホルダー間で多角的に交渉された世界的な政策手段の例として、CFS の「食料システム及び栄養に関する任意ガイドライン (VGFSyN)」の重要性を強調する。我々は、全体的な食料システムアプローチを通じて、飢餓及びすべての形態の栄養不良に対処するため、国レベルでの VGFSyN の活用や、政策及び介入に関するガイダンスの普及を引き続き促進することを奨励する。我々は、CFS の「国家の食料安全保障の文脈における土地所有、漁業、森林に関する責任あるガバナンスのための任意ガイドライン (VGGT)」を支持し、その 10 周年を迎えるにあたり、実施を支援していく。

30. 我々は、ワンヘルスアプローチに沿って、食料システムの変革における分野横断的な連携の強化にコミットする。この観点から、我々は、コーデックス委員会、国際植物防疫条約 (IPPC)、及び国際獣疫事務局等、科学に基づく国際的な基準策定機関の非常に重要な役割を強調する。我々はまた、四者機関 (FAO, WHO, WOAH 及び UNEP) の取組を各機関のメンバーとともに強く支持し、ワンヘルス共同アクションプランを歓迎する。緊密な協力の下、四者機関は、食品安全、薬剤耐性、人獣共通感染症及び持続可能な農業といった分野における、食料及び栄養安全保障のための前提条件を設定する。我々は、四者機関により設立されたワンヘルスハイレベル専門家パネル (OHHLEP) の取組を特に歓迎する。

31. 我々は、官民の研究およびイノベーションパートナーシップを含め、農業及び食料システムにおける国内外の研究機関間での連携を促進する。我々は、この観点から、農業分野の温室効果ガスに関するグローバル・リサーチ・アライアンス等のパートナーシップを歓迎する。

32. 我々は、変革をもたらすためには、政策の一貫性が必要不可欠であることを強調する。したがって、我々は、多国間協力、二国間協定及び自主的措置を含む、我々の様々な政策手段の整合性を高めることにコミットする。このため我々は、農業に関する政策及び支援プログラム、特に現在環境に害のある、又は貿易歪曲的なものについて、SDGs 間の相互関連性、相乗効果、トレードオフにより良く対処するために、引き続き必要に応じて見直し、再編成する。この点において、政府全体及び社会全体によるアプローチが非常に重要な役割を果たす必要がある。我々は、農業の内外双方において、良い統治を必要とする。そのため我々は、我々の同僚である大臣たちに変革過程を積極的に支持するよう求める。

33. 未曾有の多次元的な危機の時代において、我々は、2030 年までの共通の目標である SDGs の達成のために、これまで以上に緊密に連携することを目指す。2024 年度の GFFA にて再び会することを期待する。